

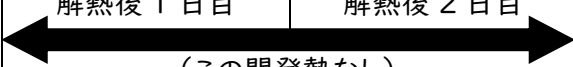
各種感染症の出席停止期間の基準 (令和6年4月)

富田林市教育委員会

| 病名 | 出席停止期間の基準 | 意見書の提出 |
|------------------------|---|--------|
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで | 要 |
| 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで | |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで | |
| 風しん | 発しんがなくなるまで | |
| 水痘(水ぼうそう) | すべての発しんがかさぶたになるまで | |
| 咽頭結膜熱 (プール熱) | 主要症状(発熱、咽頭炎、結膜炎など)がなくなった後2日を経過するまで | |
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(未就学児は3日)を経過するまで | 不要 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで | |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬療法開始後24時間以上経過すれば、登校園可能 | |
| マイコプラズマ感染症 | 著しい発熱や咳がなく、全身状態がよければ登校園可能 | |
| 手足口病 | 著しい発熱がなく、摂食ができ、全身状態がよければ登校園可能 | |
| ヘルパンギーナ | | |
| 伝染性紅斑 (りんご病) | 発しんのみで、全身状態がよければ登校園可能 | |
| 感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノ等) | 下痢、嘔吐症状から回復した後、全身状態がよければ登校園可能 | |

(学校保健安全法施行規則、「学校において予防すべき感染症の解説」に基づく)

- ・「〇〇した後△日を経過するまで」の場合、「〇〇」が見られた日の翌日を1日目として数えます。
例) 解熱した後2日を経過するまで

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 |
|---|--------|--------|-------|
| 解熱 | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | 登校園可能 |
|  (この間発熱なし) | | | |

- ・上記のうち、意見書の提出が「要」となっている感染症により欠席させる場合には、別紙の『学校感染症に関する意見書』を医療機関で記入していただき、登校園を再開するときに担任へご提出ください。